

# のうぎょうと農業委員会

第14号

編集  
十和田市農業委員会  
☎235111内線454

「のうぎょうと農業委員会」を広報とわだに掲載します

農業委員会の広報紙「のうぎょうと農業委員会」は、農業委員会と農家を結び情報紙として、これまで単独紙により年1回、編集・発行してきました。

しかし、業務の効率化を図るため平成22年度から「広報とわだ」を活用して、6月号と12月号に掲載してお知らせします。

## 平成22年度農業委員会の事業計画

農業の担い手の減少や高齢化、遊休・耕作放棄地の増加など農地利用をめぐる状況が大きく変化しています。このため、農業委員会では次の5項目を重点的に事業を展開していきます。

- (1) 優良農地の確保・有効利用対策  
法令業務の適正執行に努めるとともに、遊休農地の発生を防止し、農業経営基盤強化促進法などに基づく農地の有効利用や流動化を促進する。
- (2) 農業者年金業務推進対策  
農業者年金への加入推進および年

金受給の指導・相談体制の充実に努める。

(3) 家族経営協定事業推進対策  
女性農業者の地位確立と後継者の自立を支援し、魅力的な家族農業経営実現のため、家族経営協定事業の推進に努める。

(4) 情報活動推進対策  
農業委員活動および農業委員会業務を市民に周知するとともに、地域における課題や農業者の意向把握などの情報活動の推進に努める。

(5) 農政・研修活動推進対策  
地域農業の発展および行動する農業委員会づくりのため、農政活動および研修活動の充実に努める。

## 選挙委員定数の変更

平成22年第1回十和田市議会定例会で、十和田市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例が改正され、委員の定数は28人から22人になりました。1区(旧市)18人、2区(旧町)4人で、次回の平成23年7月の選挙から施行されます。

## 新農業者年金に加入しましょう

高齢化社会を迎え、老後の生活費などのように送るかが大きな課題となっています。国民年金は老後の生活の基盤となるものです。

しかし、国民年金だけでは十分ではなく、不足する老後の生活費は自ら準備する必要があります。不足分を補うために、新農業者年金に加入しましょう。そこで、新農業者年金の5つのポイントを紹介します。

### (1) 積立方式の長期的に安定した年金制度

新農業者年金の特徴は、財政方式が加入者が受給者を支える賦課方式から、加入者数・受給者数に左右されにくい長期に安定した「積立方式」に変更したことです。この方式は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てる方式なので、年金財源が不足することにはなりません。



### (2) 国からの保険料助成がある唯一の政策年金

新農業者年金は、担い手確保対策の重要な柱として位置付けられ、認定農業者や青色申告農業者などの意欲のある担い手に対して、国からの保険料助成がある唯一の政策年金です。

保険料助成分は特例付加年金として受給できますが、受給するために経営継承が必要です。「経営継承」とは、農地や農業施設の権利を後継者または第三者に貸したり売却したりして、農業経営、基幹作業から引退することです。経営継承は、旧農業者年金の経営移譲のように65歳までという要件がありません。体力や家庭の実情などに応じて農業経営を行い、例えば70歳で経営継承を行うことにより特例付加年金を受給できるなど、要件は旧制度に比べて柔軟になりました。

### (3) 80歳までの保証が付いた終身年金

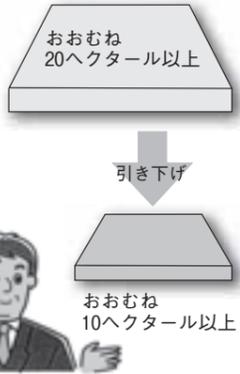
新農業者年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳になる前に死亡した場合、80歳までに受け取るはずの年金を死亡一時金として遺族が受け取ることができます。

### (4) 自由に選択できる保険料

通常加入の場合、保険料は月額2万円から6万7千円までの間で、

## 農地転用の厳格化

農地法の改正に伴い、6月1日付けの転用申請から転用許可要件が次の通り強化されます。



## 農地転用規制の強化

### 原則として許可しない農地

- ▶ 農業振興(農振)地域内の農地
- ▶ おおむね10ヘクタール以上の一団の農地
- ▶ 土地改良事業を実施した農地

### 市街地近郊農地(農振以外)の農地転用

申請場所からおおむね500m以内に2箇所以上の教育施設、医療施設その他の公共施設・公益的施設が存することに加え、水道管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上埋設していることが許可条件になります。



## 遊休農地対策の強化

遊休農地の調査は、これまでの農業振興地域の農地から、全ての農地が対象となります。

所有する農地に遊休農地がある場合、今後の農地利用(あつせんなど)について、農業委員または農業委員会事務局に相談してください。



## 地域の情報をお知らせください

農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業専門紙「全国農業新聞」では、農業に関する情報を募集しています。全国農業新聞は47都道府県にある支局の県版・地方版の充実に、頑張る農業者を応援し、農業者の視点でお届けしています。地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などがありましたら、お知らせください。

また、購読者も募集しています。毎週金曜日発行、B3版8〜10ページ、購読料は月600円(送料、税込み)です。詳しくは、農業委員会事務局(内線455)までご連絡ください。

## 農地の転用には許可が必要です

農地(田・畑)以外の用途に使用する場合、農地転用許可が必要です。農地転用は、申請から許可までおおむね2カ月を要します。

転用などの計画がある場合は、農業委員会事務局(☎235111内線452)に相談してください。

作業中のけが・事故などの備えに  
労災保険に加入しましょう!